



## 「金銅製飾具」が区の指定文化財、 「加藤家文書」が区の登録文化財に！

～平成26年度 区指定・登録文化財が決定～

練馬区教育委員会は、このたび「金銅製飾具」を区の指定文化財、「加藤家文書」を区の登録文化財とした。区では、かけがえのない文化遺産を守り後世に引き継いでいくために、昭和61年3月に「練馬区文化財保護条例」を制定し、文化財の指定・登録を行っている。

指定・登録候補の文化財は、区が事前調査を行い、練馬区文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。登録文化財の中で特に価値が高いものが、指定文化財として指定される。これで区の登録文化財は204件、そのうち指定文化財は45件となった。

今回登録された文化財は、練馬区立石神井公園ふるさと文化館(石神井町5丁目)で3月21日(土)から5月17日(日)までの期間、特別に展示する予定。

### 【指定文化財】

#### 金銅製飾具(こんどうせいかさざりぐ)

有形文化財 練馬区所有 石神井公園ふるさと文化館

貫井二丁目遺跡(貫井二丁目18番地ほか)の発掘調査において、奈良時代のH2号住居址から出土した金銅製の飾金具。形態は長方形で、長さ2.1cm、幅3.2cm、厚さ0.4cm、長方形の孔があり、毛彫りの刻目文が施される。7世紀末～8世紀初めの土器と共に出土しており、この時期の馬具帯飾金具と共通する特徴をもつ。

貫井二丁目遺跡は、石神井川に注ぐ貫井川左岸の台地縁辺部に位置し、縄文・弥生・奈良・平安各時代の集落がみつがっている。飾金具が出土したH2号住居址には、土器のほかに刀子等の鉄製品や、須恵器の高台付坏の転用硯が1点出土しており、同時期の遺構には、他に住居址6軒、土器焼成坑1基、牛骨を伴う土坑が1基ある。飾金具は、役人の銕帯(革帯)に用いられた可能性もある。

奈良時代の住居址から出土した飾金具であり、馬具飾の系譜から銕帯金具への変遷の様相を知ることができ、律令体制下の地方集落を考える上でも貴重な資料である。



【金銅製飾具】

### 【登録文化財】

#### 加藤家文書(かとうけもんじょ)

有形文化財 個人所有 南大泉三丁目

江戸時代から旧小樽村(現南大泉三丁目)に居住する加藤家に伝わった享保14年(1729)から大正期までの文書・帳簿類233点。江戸時代中期以降における年貢・諸役徴収や、田畑などの土地にかかわる証文・地券が多い。なかでも天保15年(1844)の「御年貢諸役覚帳」や弘化3年(1846)の「金銭覚帳」などには、小樽村に所領のあった米津氏(出羽国長瀬藩主)から諸役を課されたことを示す記載がある。また、多くの文書には、小樽村各所の旧地名である前新田・水溜・榎戸・片町・西原・水久保・前畑・少納言久保などの記載がみられる。

江戸時代後期の米津氏の小樽村支配の一端がわかるとともに、江戸時代から明治・大正期までの小樽村の様相を知ることができる文書群である。



【御年貢諸役覚帳】



【金銭覚帳】